

公認心理師カリキュラム等について (検討に当たってのたたき台 その1)

(論点)

1. 公認心理師となるために必要な科目について

2. 実習・演習について

2-1 実習及び演習の概念と科目の規定方法について

- (1) 実習及び演習の概念をどのように整理するか。
- (2) 実習・演習における科目の構成についてどのように規定するか。
- (3) 単位数や時間数に関する規定についてどのように考えるか。

2-2 実習の内容と質の担保について

- (1) 実習を実施する施設の種類や数等についてどのように考えるか。
- (2) 実習及び演習の指導体制についてどのように考えるか。

2-3 附属臨床心理相談室の位置づけについて

- (1) 附属臨床心理相談室を実習施設としてどのように位置づけるか。

1. 公認心理師となるために必要な科目について①

(基本的な考え方及び議論の進め方)

- 公認心理師カリキュラム等検討会において整理した「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について(案)」(参考資料1)にあるように、カリキュラムの検討に当たっては、公認心理師の資格を得たときの姿を踏まえることが重要である(Outcome-based education; 卒業時到達目標から、それを達成するようにカリキュラムを含む教育全体をデザイン、作成、文書化する教育法)。
- Outcome-based educationの考え方にならない、まずは策定するカリキュラムの到達目標を列挙し、それらの到達目標を達成できるような科目とその教育内容の例を議論していくこととしてはどうか。
- なお、本ワーキングチームにおいて検討を行う「カリキュラム」には、
 - ・ 公認心理師となるために必要な科目
 - ・ 教育内容の例(実習・演習科目を除く)
 - ・ 実習・演習の内容が含まれる。
(※)なお、経過措置に係るもの(附則第2条第1号から第4号まで)については、法第7条第1号及び第2号に係るものの素案を一定程度整理した後に議論することとする。

3

1. 公認心理師となるために必要な科目について②

(カリキュラムの到達目標と科目について)

- 別添資料1は、Outcome-based educationの考え方に基づき、これまでの検討会における議論も踏まえ、考えうるカリキュラムの到達目標を整理したもの。
- 別添資料2は、別添資料1に挙げた到達目標を達成できるような科目及びその教育内容の例(たたき台)を整理したもの。
- 別添資料3は、到達目標と科目名の関係を整理したもの。

(検討に当たってのたたき台)

- まずは、別添資料1の到達目標について、公認心理師に求められる役割、知識及び技能がどのようなものであるかという観点から整理してはどうか。
- 整理した到達目標を踏まえ、必要な科目や教育内容の例を具体化していくこととしてはどうか。

4

2-1 実習及び演習の概念と科目の規定方法について①

(1) 実習及び演習の概念をどのように整理するか。

(法令上の位置づけ等)

- 実習及び演習の定義は、法令上明確に定められていない。
- 大学設置基準(昭和31年10月22日文部省令第28号)において、「実験、実習及び実技」は1単位30時間～45時間と規定されている。一方で、「講義及び演習」は1単位15時間～30時間と規定されている。

(参考) 大学設置基準第21条第2項第2号(抄)

- 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。
- 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

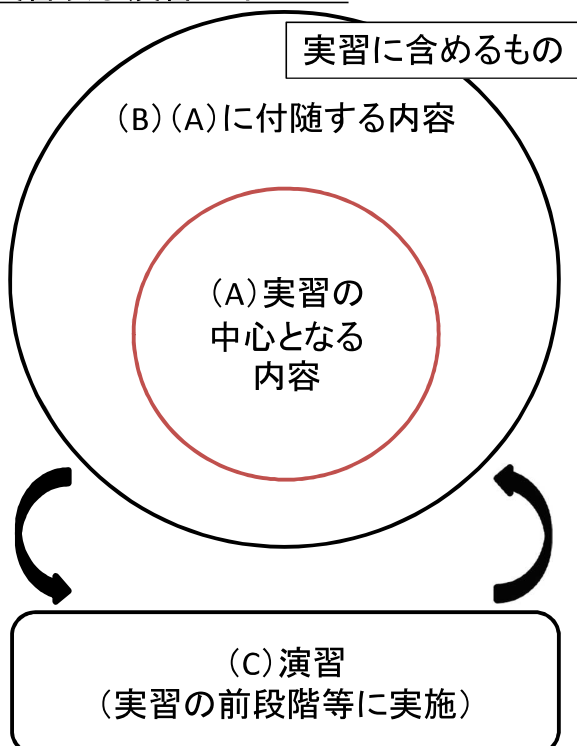
- 心理分野の大学や大学院においては、面接や心理検査の演習(ロールプレイ)が多く実施されている。

2-1 実習及び演習の概念と科目の規定方法について②

(検討に当たってのたたき台)

- 実習及び演習の概念を以下のように整理してはどうか。

実習及び演習のイメージ



(A) 実習の中心となる内容

実際に心理の支援を要する者及びその関係者に対する面接や検査の実施を通して、心理状態の観察及び分析並びに必要な支援(法第2条第1号から第3号までに規定する行為に相当するもの)を行う。また、実習の前後に行う指導も実習時間に含める。

なお、多職種を交えて支援の方針等を検討するケースカンファレンスも実習の一部に含める。
※ケースを自ら担当することが望ましい。

(B) (A)に付随する内容

指導者が実施する、心理状態の観察及び分析並びに支援等の見学や他の実習生や指導者が担当するケースについての検討を行う。その前後に行う指導も実習時間に含める。

(C) 演習の具体例

面接や心理検査等のロールプレイ
事例検討(AやBにおけるケースではないもの)

2-1 実習及び演習の概念と科目の規定方法について③

(2) 実習・演習における科目の構成についてどのように規定するか。

(現状)

- 他の国家資格における、講義以外の科目の構成としては、以下の3類型に分類される。(参考資料2参照)
 - a. 実習科目のみ: 医師(※)、歯科医師(※)、薬剤師(※)、看護師、言語聴覚士等
 - b. 実習科目＋演習科目: 管理栄養士等
 - c. 実習科目＋演習科目＋実習指導科目: 精神保健福祉士、社会福祉士等
- (※) 医師、歯科医師、薬剤師のモデル・コア・カリキュラムでは、明確に科目としての規定はないが、演習についての項目がなく、実習についての記載が多いため、「a. 実習科目のみ」の分類に位置づけている。

(検討に当たってのたたき台)

- 公認心理師に必要な科目として実習科目を規定し、当該実習の範囲に実際の相談者等に対する面接やその見学、当該ケースについてのカンファレンスへの参加等幅広い内容を含めることとしてはどうか。
- ロールプレイ等、実習の前段階として必要な演習については、別途演習科目として位置づけることとしてはどうか。

7

2-1 実習及び演習の概念と科目の規定方法について④

(3) 単位数や時間数に関する規定についてどのように考えるか。

(現状)

- 前述のとおり、実習については、大学設置基準において1単位30時間～45時間と規定されている。
- 他の国家資格に係る実習科目の規定方法としては、①単位数で規定する方法と、②時間数で規定する方法がある。(参考資料2)
- 省令で必要な科目を定めることになっているが、その単位や時間については必ずしも定めることとはなっていない。

(検討に当たってのたたき台)

- 以下の点を踏まえ、実習及び演習の科目を単位数又は時間数により規定することについてどのように考えるか。
 - ・ 単位数で規定する場合、時間は1単位あたり最大1.5倍の差が生じうる。
 - ・ 時間数で規定する場合、大学及び大学院における課程編成の柔軟性が小さくなる。
 - ・ 公認心理師に必要とされる技能について養成課程において担保できるようにする観点から、大学及び大学院毎の時間のばらつきは小さい方がよいのではないかな。
 - ・ 教育の質の担保の観点から単位数又は時間数の目安について整理する必要があるのではないかな。

8

2-2 実習の内容と質の担保について①

(1) 実習を実施する施設の種類や数等についてどのように考えるか。

(現状)

- 現在、心理分野の大学院では、大学院の附属臨床心理相談室での実習や医療機関をはじめとする学外施設での実習を実施している。
- 具体的な実習の形式としては、大きく分けて、①自身の担当症例によるもの(実際の相談者への面接や心理検査の実施等)、②指導者の業務の見学等、がある。

(検討に当たってのたたき台)

- 将来どの活動分野においても、精神疾患が疑われる場合に医療機関へつなぐ等の適切な対応が求められる点を踏まえ、精神疾患の診断を行う医療機関での実習を必須としてはどうか。
- 医療分野以外の施設における実習について、以下の点を踏まえどのように考えるか。
 - ・ 保健、教育、福祉、司法及び産業の各分野の実習施設において、実際のケースを担当する等の深い関わりをもった実習が可能であるか。
 - ・ 上記の各分野の施設における、実習生の指導体制の確保が可能であるか。
- 複数分野の施設における実習を課すことについてどのように考えるか。また、課す場合において、具体的な規定についてどのように考えるか。

9

2-2 実習の内容と質の担保について②

(2) 実習及び演習の指導体制についてどのように考えるか。

(現状)

- カリキュラム等の検討に当たっての留意点として実習及び演習については「適切な指導体制についても検討すること」とされている。(参考資料1)
- 他の資格の養成課程における実習等の指導体制は参考資料2のとおりであり、例えば精神保健福祉士の実習演習担当教員は以下のいずれかでなければならないこととなっている(省令による規定)。
 - ・ 大学院等において、教授、准教授、助教又は講師として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教授に関し5年以上の経験を有する者
 - ・ 専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教授に関し5年以上の経験を有する者
 - ・ 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
 - ・ 精神保健福祉士の養成に係る実習及び演習の教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者等

(検討に当たってのたたき台)

- 以下の事項について検討する必要があるのではないか。
 - ・ 実習及び演習を担当する教員の要件
 - ・ 実習及び演習を担当する教員の配置人数(学生数に対する割合)
 - ・ 学外の実習施設に所属する実習担当指導者の要件
 - ・ 学外の実習施設における実習生の受入人数(指導者に対する割合)

10

2-2 実習の内容と質の担保について③

- 各事項についてそれぞれ以下のように定めることとしてはどうか。
 - ・ 実習及び演習を担当する教員の要件は同一のものとし、「公認心理師の資格を取得後●年以上業務に従事した者」としてはどうか。
 - ・ さらに、所定の講習会を受けるといった要件を課すこととしてはどうか。
 - ・ 実習については、個別事例に対する指導を実施することや、濃密な指導を行うべきことを踏まえ、実習生●人につき担当教員1人以上と定めることとしてはどうか。
 - ・ 学外の実習施設においても同様に、実習生●人につき担当指導者1人以上としてはどうか。
- なお、担当する教員及び指導者の要件について、施行後当分の間は経過措置を設けることとし、例えば以下のような要件としてはどうか。
 - ・ 教員については、大学又は大学院において●年以上心理分野の教育に従事している者
 - ・ 指導者については、一定の経験を積んだ精神科医又は当該精神科医が指名した臨床心理技術者

11

2-3 附属臨床心理相談室の位置づけについて

(1) 附属臨床心理相談室(以下、学内相談室という。)を実習施設としてどのように位置づけるか。

(学内相談室について)

- 日本臨床心理士資格認定協会が指定する、臨床心理士を養成する大学院には、学内相談室を設置することが求められており、現在155校の大学院に学内相談室がある。
- 現在、臨床心理士の養成課程においては、当該施設を訪れる者への相談・援助の実践を主軸とした実習が展開されている。

(検討に当たってのたたき台)

- 一定の条件(指導体制、ケース数、設備等)を満たした学内相談室については実習施設に位置づけてはどうか。
- 学内相談室での実習について、実習全体のうちの単位数や時間数に上限や下限を設けることについてどう考えるか。
- 上限や下限を設ける場合の単位数や時間数をどのように考えるか。

12

前回ワーキングチーム（平成 28 年 12 月 9 日）における主な意見
（実習・演習について）

2-1 (1) 実習及び演習の概念をどのように整理するか。

- 大学の心理学基礎実験演習は「(C) 演習」に含まれるのではないか。
- 「(A) 実習の中心となる内容」や「(B) (A) に付随する内容」及び「(C) 演習」の範囲があいまいではないか。
- 実習施設で動画を見るというのは学生に責任がなく、「(C) 演習」に含まれるべきである。
- 患者の人生を決めるような面接や検査は、実習ではできないのではないか。しかし面接ではなく、例えばベッドサイドでの対話なら可能ではないか。
- スーパービジョンの工夫が重要ではないか。程度は小さくても大学で実習を行えば良いのではないか。
- 「(A) 実習の中心となる内容」を面接や検査の実施に限定するべきではないのではないか。
- 大学と大学院でそれぞれ行うべき内容を分けて示すべきではないか。

2-1 (3) 単位数や時間数に関する規定についてどのように考えるか。

- 大学における実習では見学しかできないため、実習時間は 30 時間程度でよいのではないか。大学卒業後に大学院や実務経験で深く学んでもらえればよいのではないか。
- 大学及び大学院でそれぞれの単位数、総単位数のみ決めることとしてはどうか。
- 大学における実習科目の履修すべき最低単位数を決めるべきではないか。

2-2 (1) 実習を実施する施設の種類の数等についてどのように考えるか。

- 利用者の安全を担保するためには、学内相談室での実習でケースを担当することが重要ではないか。
- 公認心理師は汎用性のある資格のため、医療機関及び学内相談室での実習のみでは学ぶべき内容が足りないのではないか。
- 学内相談室での実習と学外の施設での実習は両方必要ではないか。
- 医療機関での実習は重要であるため、必修としてよいのではないか。
- 大学の時に 3 か所くらいは見学すべきではないか。
- 大学にとって実習施設の確保が難しい場合もあるのではないか。特に司法分野や産業分野がどこまで可能なのかわからないため、必修とする実習施設の数をあまり増やさないほうがよいのではないか。
- 必修とする実習施設の数を減らしすぎるのもよくないのではないか。